

俳優出演に関する業務委託契約書ひな型例

- 本ひな型例は、映画に出演する俳優のうち、芸能事務所等に所属しないフリーランスと制作会社等との間で締結される場合、又は、芸能事務所等に所属している俳優でも、それらを介さずに直接制作会社等と締結される場合や、芸能事務所であっても代表者自身が出演する俳優であり、他に役員や従業員がいない法人と制作会社とで締結される場合を想定したものです。基本的には、文化庁が令和4年7月に公表し令和6年10月に改訂した「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ)」の別添ひな型例に準拠した上で、一般社団法人日本映画制作適正化機構が公表している「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン(映適取引ガイドライン)」や韓国映画界で使われている標準契約書等を参考とするほか、映画制作業界における慣行を反映させたものです。
- ひな型は「何を」決めるかの枠を提示するものです。「どのように」決めるのかは、業務や人ごとに違ってきます。ひな型例にある●部分は、その都度双方協議の上、適切な文言を入れましょう。
- 【】でくくった部分は、記載例を複数示している部分なので、使う文言以外は消して使ってください。 具体例:【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/一式】金●円→1日あたり金●円(第5条)
- 本ひな型例は、基本的には、俳優側から制作会社に提示することを想定したものです。他方、制作会社側から契約書が提示される場合、俳優側として、それとは異なる内容の契約を希望することもあるでしょう。その場合、俳優側の対案として、本ひな型例をベースとした新たな契約書を提示することも考えられますが、制作会社側に受け入れてもらいやすくするという現実的な観点からは、制作会社側が提示する契約書を活かしつつ、俳優側が求める契約内容を「特約事項」として明記することを提案し、契約書に追記してもらおうという方法も考えられます。こうした配慮から、本ひな型例では、俳優側として追記を希望する事項を「特約事項」として追記しやすいように、契約内容ごとに条項を分けた構成としています。
- 俳優個人が契約当事者となる場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)(以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。)が適用されます。
 - 発注者において同法の違反がある場合、受注者であるフリーランスは、公正取引委員会や中小企業庁、厚生労働省に申出をして措置を求めることができ(同法6条1項、同17条1項)、万一、発注者が、フリーランスに対してそのような申出をしたことを理由に不利益な取扱いをした場合には、それ自体が同法違反となります(同法6条3項、17条3項)。
 - また、発注者は、俳優に業務委託をした場合、直ちに、業務内容、報酬額、支払期日その他の事項を俳優に明示しなければ、こちらもフリーランス・事業者間取引適正化等法(3条1項)の違反となります。明

示の方法は書面での交付か電磁的方法での提供のいずれかである必要があります。電磁的方法とは、電子メールや発注者のウェブサイトを用いる方法等を指しますが、電磁的方法で明示した場合、受注者であるフリーランスからの求めがあれば、発注者は、遅滞なく書面を交付しなければならないものとされています(3条2項)。口頭での契約も民法上は有効ですが、同法が適用される取引では、契約内容の明確化を図り、契約関係上の言った言わないといったトラブルを未然に防止するため、当事者間で合意した契約内容を書面等の記録が残る形により明示することが求められます。

ひな型 (案)	コメント (解説骨子)
●●●● (以下「発注者」という。)と●●●● (芸名●●●●。以下「出演者」という。)とは、発注者の出演者に対する映画出演に関する業務の委託に関し、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結する。	
第1条 (業務内容) 1. 発注者は、出演者に対し、次の【映像作品 / 映画】 (以下「本作品」という。)の出演およびこれに付随する業務全般 (以下「本業務」という。)を委託する。 (1) 作品名 (映画名、番組名等) : (仮題) (2) 監督 : (3) 放映媒体 : 【国内映画館 / 海外映画館 / 配信プラットフォーム / 国内映画祭 / 海外映画祭 / 国内テレビ放映 / 海外テレビ放映 / DVD・Blu-ray セルなど】 (4) 公開日 : ●●年●月●日 (5) 稼働期間 : 撮影期間●●年●月●日から●●年●月●日のうち、●日間 (6) 撮影場所 : (7) 配役 : 【上記事項につき未定又は予定の場合には、「未定」・「予定」と記載	・ 業務内容は、発注者及び出演者がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。 ・ 契約書締結時において具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と出演者が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。

するとともに、「未定・予定の理由」と「決定の時期」を記載。】 2. 前項のうち「未定」「予定」の事項については、「決定の時期」記載のときまでに、発注者及び出演者が協議の上、決定し、発注者が出演者に対し書面等により通知するものとする。	
第2条（付随業務の取り扱い） 本業務に含まれる付随業務として発注者が出演者に対し依頼する業務は、以下のとおりとする。 ※表は省略。俳優出演契約に関する契約書ひな型例（解説なし）をご参照ください。	・ 本条は、映画撮影において、撮影そのもの以外の業務が必要となることに鑑み、追加したものです。客観的にみて、出演者が委託を受けた本業務に付随・関連する業務であるとしても、制作会社から依頼される業務の内容が、支払われる対価に相応しいものではない場合には、出演者は当該業務を断ることができることを定めています。また、当該業務を実施するとしても、別途の追加報酬が必要となる場合を想定して、第5条でその額を定めるものとしています。
第3条（業務の追加） 発注者が出演者に対し、本業務に関連して追加業務を依頼したときは、発注者及び出演者にて追加業務の内容や追加の報酬等について協議の上、出演者がその諾否を決定する。	・ 本条は、業務内容の追加が依頼された場合、出演者にその諾否の決定権があることを定めたものです。当該追加業務を引き受ける場合も、それに伴う追加報酬の支払の要否や報酬の額について、発注者と出演者で協議の上で定めるものとしています。
第4条（業務内容の変更） 1 発注者は、本業務の内容を変更する事由が生じた場合は、発注者と出演者において協議し、合意の上、変更することができるものとし、変更された内容は、発注者が出演者に対し、書面等により通知するものとする。 2 発注者と出演者は、前項の変更による出演者の負担の増減等を十分に勘案・協議し、必要に応じて次条で定める報酬額を見直すものとする。	・ 作品を作り上げていく中で、業務内容を変更する必要が生じることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と出演者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面等により通知する必要があります（第1項）。 ・ また、業務内容の変更により、出演者に追加的な負担が生じる場合には、報酬額についても、発注者と出演者が十分に協議をして、見直す必要があります（第2項）。 ・ 業務委託の期間が一定期間を超える場合、出演者の責めに帰すべき理由

	がないのに、発注者が費用を負担せず、出演者の業務内容を変更することによって、出演者の利益を不当に害することは、フリーランス・事業者間取引適正化等法(5条2項2号)違反となります。
第5条（報酬） 1 発注者は、出演者に対し、本業務の報酬として、【1日あたり/1週あたり/1か月あたり/一式】金●円(消費税等別)を●年●月●日に支払う。 【※分割して支払う場合の記載】 ①契約締結日の属する月の翌月末日：金●円 ②撮影終了時の属する月の翌月末日：金●円 ③本業務の遂行が完了した月の翌月末日：残額金●円 2 発注者は、出演者に対し、第2条記載の付随業務の報酬を、以下にしたがい支払う。 ※表は省略。俳優出演に関する契約書ひな型例（解説なし）をご参照ください。 3 前項の対価は、本契約における実演家の権利の取扱い(第24条)を反映したものとする。	・ 業務委託の期間が一定期間を超える場合、報酬額について、通常支払われる対価に対し著しく低い額を不当に定めることは、フリーランス・事業者間取引適正化等法(5条1項4号)違反となります。報酬額は、業務内容、専門性、発生しうる著作権等の権利の内容等を十分に勘案した上で適正なものとなっているか、発注者と出演者が十分に協議して決定する必要があります。 ・ 労働者ではない出演者の報酬額には最低賃金法は適用されませんが、最低賃金の上昇率等は、報酬額の協議において一つの目安として参考となるでしょう。 ・ 報酬の支払い方法については、特定の日に一括払いを行う方法や、1ヶ月ごと等の一定の間隔で期限日を複数設けて分割払いとする方法、撮影開始日や撮影終了時等の特定の日を期限として支払う方法など、様々な方法が考えられます。当事者間の実情に併せて設定をするようにしましょう。 ・ 報酬等の支払期日について、フリーランス・事業者間取引適正化等法(4条1項)では、業務が提供された日から起算して60日又は2ヶ月の期間内（ただし、支払方法が銀行振込で、期限が金融機関の休業日の場合は翌営業日まで）において、かつ、できる限り短い期間内において定められなければならないとされています。出演者の業務は、日々提供されていると考えら

	れることが多いため、報酬等は、少なくとも月単位(週単位・日単位でも構いません)で、当月分の報酬が遅くとも翌月末までに支払われるように定められなければなりません。(例えば 3 月 1 日分の報酬は 4 月 30 日までに支払われなければなりません。) ・ 発注者が出演者に対し支払期日までに報酬を支払わないことは、契約違反になるとともに、フリーランス・事業者間取引適正化等法(4 条 5 項)違反となります。
第 6 条 (稼働期間が延長された場合の追加報酬) 本契約所定(第 1 条第 1 項(5))の稼働期間が延長された場合、発注者は、出演者に対し、日額金●●円(消費税等別)を、稼働期間の延長分に係る報酬として支払う。	・ 本条は、業務内容自体には変更や追加がない場合であっても、業務期間が延長したときには、延長期間に応じて日割りで報酬金の支払義務が生じることを定めるものです。
第 7 条 (業務時間・追加報酬) 1 発注者は、出演者が本業務に従事する時間(衣装着替え・メイク等の準備や、撮影終了後の片付け、撤収後に発生する打合せ等の業務を含む)を、1 日あたり●●時間以内及び 1 週間あたり●●●時間以内とする。1 日あたりの業務時間が●●時間を超える場合には、業務終了後、翌日の業務開始までに●●時間以上インターバルを設けるものとする。 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、出演者との合意により、1 日あたり●●時間及び 1 週間あたり●●●時間まで延長することができる。 3 第 1 項に定める時間を超えて業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、1 日あたりの超過業務時間に応じた追加報酬として、超過業務時間(1 時間単位で切り上げ)に 1 時間あたり ●●●円を乗じて得た額(消費税等	・ 本条は、業務時間の上限やインターバル(終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間を設けることで、出演者の生活時間や睡眠時間を確保しようとするもの)を定める場合、その時間や延長方法とその上限を定めるものです。 ・ 映画制作現場の場合、職種によって業務時間が異なるため、業務時間を定める場合はその点を十分考慮する必要があります。3 項は、予め定めた 1 日の業務時間が延長したときには、延長時間に応じて報酬金の支払義務が生じることを定めるものです。

別)を、第6条の報酬額に加えて支払う。	
第8条（完全休養日・追加報酬） 1 発注者は、週のうち少なくとも●日（毎週●、●曜日）は出演者の完全休養日（衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ等を含め一切の業務が行われない日）とする。 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務上やむを得ない事情がある場合、遅くとも前項で定めた完全休養日の24時間前に出演者と合意することにより、完全休養日を変更することができる。ただし、完全休養日の変更の間隔は7日以内とする。 3 完全休養日が月あたり●日を下回って本業務が行われた場合、発注者は、出演者に対し、完全休養日が設けられなかった月あたりの日数に1日あたり●●円を乗じて得た額（消費税等別）を、第5条の報酬額に加えて支払う。	・完全休養日とは事務作業なども一切行わない、完全な休養日を想定しています。撮休日は、撮影が休みとなるが、衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせにかかる業務等の業務が各自発生している日のことを指します。
第9条（休憩等・追加報酬） 1 発注者は、出演者の本業務に従事する時間（衣装合わせ・リハーサル・役作り・打ち合わせ・撮影終了後の片付け等を含む）が1日に●時間以上にわたる場合、出演者に対し、●分以上の休憩・食事を1回以上確保するものとする。 2 前項の定め反して休憩・食事の時間が確保されなかった日があった場合、発注者は出演者に対し、1日当たり第6条に定める日額の●%の額（消費税等別）を追加報酬額として、第5条の報酬額に加えて支払う。	・参考ですが、雇用関係にある労働者の場合は、労働基準法第34条において、「労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は、少なくとも1時間の休憩（労働から離れる時間）を与えなければならない」と定められています。
第10条（追加報酬の支払期日） 発注者は、出演者に対し、第6条から第9条までに定める追加報酬が発生した場合は、当月分の追加報酬につき、翌月末日限り、支払うものと	・追加報酬が発生した場合にその支払い期限がいつなのかを明記する必要があります。記載しています。

する。	
第 1 1 条（諸経費の負担） 本業務に要する諸経費は、出演者から経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、発注者の負担とする。	・ 交通費、宿泊費、衣装費といった諸経費につき、発注者、出演者のいずれが負担するものかについて、手続き方法とともに明記します。
第 1 2 条（諸経費の支払期日） 発注者は、出演者に対し、前条の諸経費のうち出演者が立て替えて負担した経費につき、【当月分を●日ペ 【当/翌】●月●日/請求後●日】に、経費支払の証明（領収書等）が発注者に提出されることを条件に、支払うものとする。	・ 諸経費につき、第 11 条で発注者が負担する旨定めるとしても、出演者が一時的に立て替えることがあり得ます。本条は、その場合の精算期日について、定めています。
第 1 3 条（支払方法） 本契約に基づく発注者の出演者に対する支払は、【出演者の指定する金融機関の口座への振込 / 現金渡し】の方法によるものとする。	・ 報酬や立替諸経費の支払方法を定めるものです。
第 1 4 条（振込手数料） 本契約に基づく発注者の出演者に対する支払に要する振込手数料は、発注者の負担とする。【第 13 条で口座振込を選択した場合】	・ 金融機関の口座振込の場合の振込手数料は、原則として、出演者が負担する旨の合意がない限り発注者が負担すべきものですが、どちらが負担するか発注者と出演者が協議の上、契約書に記載しておきます。
第 1 5 条（金融機関休業日の取扱い） 本契約に基づく発注者の出演者に対する支払日が金融機関の休業日である場合、支払期日は前営業日とする。【第 13 条で口座振込を選択した場合】	・ 支払期日が、金融機関の休業日に当たることがあります。その場合には、ひな型例では、支払遅延防止の観点から前営業日を支払期日とする旨定めています。前営業日ではなく翌営業日とする場合は、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方を踏まえ、順延する期間を 2 日以内とすることが望ましいです。
第 1 6 条（不可抗力による制作の中止・延期） 感染症の流行、台風、地震等の天災など当事者双方の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は当該業	・ 不可抗力により制作が中止・延期となった場合に、出演者が一方的にしわ寄せを被ることのないよう配慮すべきであり、契約段階において、制作が中止・延期となった場合の報酬の取扱いについて、発注者と出演者が十分に協議し、書面等に記載しておく必要が

務に関する報酬の請求を拒むことができる。ただし、出演者は、発注者に対し、既に本業務を行った期間に応じて、報酬を請求することができる。	あります。 ・ 制作の中止・延期が不可抗力によるものかは個別の事情によって判断されますが、本条では、民法を踏まえ、当事者双方の責めに帰することができない事由により制作が中止・延期となり業務ができなくなったときは、発注者は当該業務に関する報酬の請求を拒むことができること、ただし、出演者は、既に本業務を行った割合に応じて、報酬を請求することができることを定めています。
第17条（出演者の責めに帰することができない制作の中止・延期） 前条の場合を除き、出演者の責めに帰することができない事由により、本作品の制作が中止・延期となり本業務ができなくなったときは、発注者は、出演者に対し、既に本業務が行われた期間に応じた報酬を支払うことに加え、本業務ができなくなった日から起算して【●日分・●週分・●か月分・報酬全額のうち●%分】の報酬相当額を支払うものとする。	・ 映画制作においては、費用が集まらなかったり、出演者の怪我や降板等のために制作が中断する等、不可抗力とはいえない事情により制作が中止となることがみられることに鑑み、補償金の支払義務を定めたものです。
第18条（秘密保持） 1 発注者及び出演者は、本業務の遂行により知り得た相手方の業務上の秘密（個人情報を含む。）を、秘密として取扱い、本業務の遂行以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又は漏洩（ソーシャルメディアにおける情報開示及び漏洩行為を含む一切の行為において）してはならない。万一発注者又は出演者がこれに違反し、相手方が損害を被った場合、相手方に対し、これを賠償する。 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。 (1) 開示を受けたときに既に自己が保有していた情報	・ 映画制作においては、作品内容や出演者等に関して秘密事項が多く存在するため、本条は、当事者双方に秘密保持義務を定めるものです。

(2) 開示を受けたときに既に公知であった情報 (3) 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報 (4) 開示を受けた後、相手方から開示された情報によることなく独自に取得し、又は創出した情報 (5) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報 3 本条の規定は、本契約の終了後も存続する。	
第19条（安全・衛生） 1 発注者は、本業務の内容等を勘案して、出演者がその生命、身体等の安全を確保しつつ本業務を履行することができるよう、事故やハラスメントの防止等必要な配慮をするものとする。 2 発注者は、自らが制作責任者又は製作責任者である場合は自らが、そうでない場合は制作責任者又は製作責任者と協議の上、安全衛生管理を行う者を置き、出演者に対し、書面等により通知する。	・ 第1項は、出演者が個人で業務に従事することを踏まえて、労働契約法第5条に準じて、発注者に対して出演者の生命、身体等の安全配慮を求めるものです。労働契約法第5条の「生命、身体等の安全」には、心身の健康も含まれるものとされていますので、ひな型例においてもこれに準じて心身の健康も含めて配慮を求めるものとしています。 ・ 第2項は、現場の安全衛生に関する責任体制の確立のため、出演者の安全衛生管理を行う者を特定し、書面等により通知することが望ましいことから規定したものです。ひな型例では、安全衛生管理者について書面等により通知することとしています。契約段階において安全衛生管理者が特定されている場合には、その氏名等について明示しておくことも考えられます。 ・ 事故防止対策等については、「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について(令和3年3月26日、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長他)」にあるとおり、フリーランスを含めた芸能従事者の就業中の事故防止対策等を徹底するため、現場における災害防止措置として、芸能従事者が行う資材による危険の防止、演技・撮影・照明等の作業における危険の防止

	の取組、安全衛生に関する対策の確立等として、制作管理者が行う安全衛生に関する責任体制の確立、安全衛生教育の実施、作業環境やトラブル・ハラスメント相談体制の整備等の取組が求められています。
第20条（露出や性的な表現に関する事前協議） 発注者は、付随業務を含む本業務に関連して、出演者の通常衣服で隠されている下着又は身体を露出させ、又は接吻・性交やこれに類似した行為を行わせ、又はこれを撮影する場合には、予めその内容について協議を行い、出演者の同意を得なければならない。	・ 性的な表現は、他の表現と比較して、出演者の人権を侵害するおそれが高いものといえますので、同意を必要とする旨明記しています。
第21条（ハラスメントに関する方針） 1 発注者は、出演者に対し本業務に関してハラスメントが行われることのないよう、制作現場におけるハラスメントに関する方針を策定し、出演者に明示するものとする。 2 発注者及び出演者は、本業務の遂行にあたり、前項のハラスメントに関する方針を遵守するものとする。	・ フリーランス・事業者間取引適正化等法では、発注者に対し、受注者であるフリーランスに行われる各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント）について、フリーランスからの相談に対応するための体制整備や、ハラスメントの防止・改善のために必要な措置を講じることを義務付けています（法14条）。 ・ ハラスメントは、発注者から出演者に対してなされる場合のみならず、制作現場において出演者間やスタッフとの間で行われることもあり得ます。そのため、本条の第2項では、発注者のみならず出演者もハラスメントに関する方針を遵守する旨定めています。 ・ 具体的なハラスメント対策措置としては、以下のような取組があります。 ■ハラスメントに関する方針の策定 ■相談窓口や責任者の設置と連絡先の明示 ■撮影開始前に、ハラスメント防止に

	関する講座の実施 ■ハラスメントの定義や事例を書面で周知 ■ハラスメント発生時の対応フローを予め書面で周知
第22条（保険） 1 発注者は、本業務に係る災害補償として、発注者の保険料負担により、出演者を被保険者とする●●保険に加入するものとする。 2 発注者は、出演者に対し、前項に基づき加入する保険の内容を書面等により通知する。	・ 本条は、出演者の事故等に備え、保険に加入することが望ましく、映画制作の業界では、制作会社が、制作会社の負担で、スタッフを被保険者とする保険に加入するのが一般的であり、令和3年4月からは、俳優も労災保険に加入することが可能になっています。そのため、本ひな型例でもその旨定めています(第1項)。 ・ 制作会社が加入している保険の内容について、出演者に伝えられていなければ、出演者において保険を利用できることを知らないまま、損失を自らが負担せざるを得ないことも考えられます。そのため、保険の内容は、出演者に明示されることが望ましく、本ひな型例においても、加入している保険の名称を契約上明記すること(第1項)に加えて、保険の内容を記載した書面等により明示することを求めています(第2項)。 ・ 明示方法は、加入した保険商品の資料をコピーして配布したり、説明の記載があるウェブサイトの URL を知らせたりする方法でもいいでしょう。
第23条（育児介護等に対する配慮） 発注者は、出演者からの申出に応じて、出演者が妊娠、出産もしくは育児または介護と両立しつつ本業務に従事することができるよう、出演者の育児介護等の状況に応じた必要な配慮をしなければならない。	・ フリーランス・事業者間取引適正化等法上、業務委託が6ヶ月以上継続して行われるものである場合、発注者は、フリーランスに対し、育児介護等と両立しつつ業務に従事できるよう、状況に応じた必要な配慮をしなければなりません。また、業務委託が6ヶ月未満の期間であっても、発注者は、フリーランスが業務と育児介護等を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければなりません（法13条）。

第24条（実演家の権利の取扱い） 1 出演者は、発注者又は発注者が指定する者が本映画の制作にあたり出演者の実演を録音・録画することを許諾する。 2 出演者は、本映画の実演について、自己の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けないものとする。ただし、出演者の実演の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変又は公正な慣行に反しないと認められる改変は除く。	・出演者には、著作権法上、実演家の著作隣接権として、作品内で演技・芝居等の実演を行う者に認められる権利が定められています。これは、自らの演技等無断で録音・録画されない権利です（同法91条1項）。もっとも、制作会社等が許諾を得た上で録音・録画した、映画内での実演については、映画の円滑な流通を妨げないためという趣旨から、この適用がありません（同条2項）。そのため、本ひな型例では、その旨を確認的に定めています。 ・一方で、出演者は、実演について、「同一性保持権」という実演家の名誉又は声望を害する変更、切除その他の改変を受けない権利を有しています（著作権法90条の3第1項）。これにより、映像の加工や編集等によって出演者の演技や芝居が名誉や声望を害する形で改変を受けることから保護されています。本ひな型例でも、その旨を確認的に定めています。
第25条（クレジットの明記） 発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品のクレジットタイトルにおいて、出演者の名称をしかるべき場所に表示する。	・著作権法では、実演家に、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利（氏名表示権）が与えられています（著作権法90条の2）。本ひな形例でも、その旨を確認的に定めています。 ・作品における出演者のクレジット表記については、様々な方法が考えられるため、クレジット表記をするか否か、するとして、その具体的方法はどうのようなものとするかについて、事前に定めておくことが望ましいでしょう。他方、本契約締結時点において、制作会社としてクレジット表記につき

	具体的な合意をすることが困難なことも考えられますので、本条の記載は、クレジット表記につき、ある程度の裁量を制作会社または映画製作者側に認める内容としています。 ・ 出演者としてクレジットの記載を希望しない場合には、「発注者又は発注者が納品した映画製作者は、完成した作品において、クレジットタイトルに出演者の名称を記載しないものとする。」といった条項を明記することも考えられます。
第26条（契約の解除・損害賠償） 1 発注者及び出演者は、相手方が本業務の履行を怠った場合、その他本契約に違反した場合、相手方にその是正を求め、相手方が当該是正の求めから7日以内に是正しない場合、本契約を解除することができる。 2 前項による解除の有無にかかわらず、発注者及び出演者は、相手方による本業務の履行、本契約上の義務の不遵守により被った損害につき、相手方に対して損害賠償請求をすることができる。 3 本業務に関連する行為か私生活上の行為かにかかわらず、第三者の権利を侵害する等の発注者又は出演者の行為によって本作品の公開が遅れ、又は中止となった場合も、前2項と同様とする。	・ 仕事を依頼し、また、仕事を引き受けた以上は、約束した事項を守る義務が生じます。例えば、出演者が発注者に無断で仕事を怠り、それによって撮影期間が延びるといった損害が発注者に生じた場合には、出演者は、発注者から損害賠償を請求されることがあります。また、契約が解除され、報酬の支払を受けられなくなることもあります。第三者に危害を加え、そのために映画の公開が遅れたり、中止となった場合も同様です。
第27条（反社会的勢力等の排除） 1 発注者及び出演者は、現在及び将来にわたり、自己（その役員、従業員、その他所属するスタッフ、クリエイター、俳優等を含む）が、暴力団関係者その他の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何らの関係も有していないこと、暴力的要求、脅迫、その他反社会的行為を行っていないことを保証する。 2 発注者及び出演者は、相手方が前	反社会的勢力との関係を遮断することはコンプライアンスの基本であり、映画制作においても、反社会的勢力が関与していないことが求められます。本条は、発注者と出演者の双方が反社会的勢力でないことを確認するものです。

項に違反した場合、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。 3 発注者及び出演者は、前項に基づく解除の場合、解除された相手方に損害が生じても、これを賠償する一切の責任を負わない。	
第28条（紛争の解決） 1 発注者及び出演者は、本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて第三者が立会いの上、双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。 2 前項によっても紛争が解決しない場合、本契約に関する紛争は、発注者が提起する場合には出演者の住所地を管轄する裁判所を、出演者が提起する場合には発注者の本店所在地を管轄する裁判所を、それぞれ第一審の専属的合意管轄裁判所とする。	・ フリーランスからの相談に対応する体制としては、内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、中小企業庁が連携して、「フリーランス・トラブル110番」を運営しています。電話や対面、ビデオ通話でも相談できます。また、文化庁が開設している「文化芸術活動に関する法律相談窓口」では、文化芸術活動に関係して生じる問題やトラブル等について、専門的な知識・経験を有する弁護士が相談に対応し、法的なアドバイスを受けることができます。 ・ 第2項は、紛争解決の最終手段として、訴訟提起する場合、相手方の住所地を管轄する裁判所に訴えを提起しなければならない旨定めたものです。
以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方署名の上、各1通保有する。	・ 契約書の末尾に当事者双方が署名することで契約の成立を確認します。 ・ 本人が署名をすれば、捺印は不要です。